

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

健康疾病対策普及啓発・相談事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

- ①インフルエンザ等普及啓発・相談事業
 - ・発生が危惧されている新型インフルエンザに関する基礎知識や発生時において適切な行動ができるための情報提供
 - ・毎年流行する季節性インフルエンザの国民への感染防止及びまん延防止に関する知識を広く普及させるためのパンフレット、ポスターなどの作成
 - ・ハイリスク層（高齢者）に対する季節性インフルエンザ予防接種の勧奨
 - ・高齢者施設等に対する感染防止に関する情報提供
- ②新型インフルエンザ認知実態・リスクコミュニケーション推進事業
 - ・地域住民に対し、新型インフルエンザに関する意識調査を行うとともに、新型インフルエンザの発生前に個人・家庭において行うべき準備及び発生時の正しい行動や対応などの正しい知識の普及啓発を行う。
 - ・普及啓発内容は地方自治体の自由設計（「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等）
- ③性感染症に関する普及啓発・相談事業
 - ・性感染症の感染防止及びまん延防止に関する知識を広く普及させるためのパンフレット、ポスターなどの作成
 - ・特に若年層に対する性感染症の基礎知識の普及を行う。
- ④感染症に関する相談窓口の設置
 - ・新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザ、性感染症に関して住民の不安の解消、普及啓発のため、自治体に電話相談窓口を設置する。
 - ・性感染症に関しては、その性質に配慮し、匿名での相談ができる電話相談窓口を設置
- ⑤歯周疾患検診、骨粗鬆症検診普及啓発事業
 - ・受診対象者に対する受診勧奨
 - ・受診券の発送、結果点検と入力、精密検査勧奨（ハガキ送付）、精密検査結果入力等
 - ・地域の実情に応じた普及・啓発活動

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ・毎年流行しているインフルエンザに関する住民の知識の向上を図ることにより、感染者数の減少につながり、ひいては医療費の削減のみならず、現在発生が危惧されている「新型インフルエンザ」の発生時における感染予防にも役立つことが期待で

きる。

- ・ 新型インフルエンザに関する知識について地域住民の現状把握、普及啓発現状の把握を行うことによる的確な対策の企画・立案が可能となる。
- ・ 性感染症については、その性質上、相談する場所が限られており、特に若年層からは相談しにくい内容であることに配慮し、全国の自治体単位で広く窓口を設置し、また、保健所と連携し、検査体制の充実を図ることで総合的な感染対策につながることを期待される。
- ・ 検診受診率の向上により歯の喪失予防や早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症が予防でき健康増進を図ることができる。

(先行事例)

- ・ 国において、毎年、民間に委託し、インフルエンザをはじめとした感染症相談窓口を設置している。(年度ごとに一般競争入札を行い業者を決定している。)
- ・ 国において、毎年、民間に委託し、性感染症の相談窓口を設置している。

(過去の実績)

- ・ NPO法人バイオメディカルサイエンス研究会
- ・ 株式会社保健同人社
- ・ 財団法人性の健康医学財団

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

①～④厚生労働省健康局結核感染症課特定感染症係長 近藤 尚久

電話番号：03-5253-1111 / ファックス：03-3581-6251

⑤厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 室長補佐 山本晃嗣 / 主査 高橋香苗

電話番号：03-5253-1111 / ファックス：03-3502-3099